

旭川医科大学病院放射線障害予防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学病院放射線障害予防規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院放射線障害予防規程（令和元年旭医大達第79号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のよう改定する。

※下線部分は、改定箇所を示す。

改正後	現行
(略) <p>(場所の測定等)</p> <p>第33条 安全管理担当者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線の量の測定は、別に定める項目及び場所について行うこと。</p> <p>(2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、別に定める項目及び場所について行うこと。</p> <p>(3) 排気設備の排気口及び排水設備の排水口における放射性同位元素による汚染の状況は、排気又は排水の濃度測定の結果をもって評価するものとする。ただし、測定が困難な場合は、算定により評価するものとする。</p> <p>(4) 実施時期は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口及び排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。また、連続して排気又は排水を行う場合は、連続して測定すること。</p>	(略) <p>(場所の測定等)</p> <p>第33条 安全管理担当者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線の量の測定は、別に定める項目及び場所について行うこと。</p> <p>(2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、別に定める項目及び場所について行うこと。</p> <p>(3) 排気設備の排気口及び排水設備の排水口における放射性同位元素による汚染の状況は、排気又は排水の濃度測定の結果をもって評価するものとする。ただし、測定が困難な場合は、算定により評価するものとする。</p> <p>(4) 実施時期は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口及び排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。また、連続して排気又は排水を行う場合は、連続して測定すること。</p>

(5) 安全管理担当者は、安全管理に係る放射線測定機器等について、
施設長が定める点検及び校正（以下「校正等」という。）の方法
及び組み合わせに従い、校正等を定期的に行い、その実施年月日、
結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を
記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければなら
ない。

4~7 (略)

(略)

(記帳)

第38条 安全管理担当者は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、
保管、運搬、廃棄、放射線測定機器等の校正等及び放射線施設の自主
点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳しなけれ
ばならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ及び払出し

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方
の氏名若しくは名称
- ウ 放射性同位元素の受入れ又は払出しに従事する者の氏名

(2) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射線発生装置の種類
- ウ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、
方法及び場所
- エ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- ア 放射性同位元素の本院外における運搬の年月日及び方法

(5) 安全管理担当者は、安全管理に係る放射線測定機器等について、
常に正常な機能を維持するように保守しなければなら

4~7 (略)

(略)

(記帳)

第38条 安全管理担当者は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、
保管、運搬、廃棄及び放射線施設の自主点検並びに教育及び訓練に係
る記録を行う帳簿を備え、記帳しなければなら

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ及び払出し

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方
の氏名若しくは名称
- ウ 放射性同位元素の受入れ又は払出しに従事する者の氏名

(2) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射線発生装置の種類
- ウ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、
方法及び場所
- エ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- ア 放射性同位元素の本院外における運搬の年月日及び方法

イ 荷受人又は荷送人の氏名若しくは名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 放射線測定機器等の校正等 (新設)

ア 校正等の実施年月日 (新設)

イ 校正等の結果及びこれに伴う措置の内容 (新設)

ウ 校正等を行った者の氏名 (新設)

(7) 放射線施設の自主点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(8) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目並びに各項目の時間数

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 (略)

(略)

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

【改正理由】

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に対応するため、所要の改正を行うものである。

イ 荷受人又は荷送人の氏名若しくは名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 放射線施設の自主点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(7) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目並びに各項目の時間数

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 (略)

(略)